

○ 総務省令第二十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二、第二十八条、第二十九条、第三十八条、第三十八条の二の二第一項、第三十八条の六第一項、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十四日

総務大臣 林 芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 電気通信業務を行うことを目的とする地球局</p> <p>〔一〕(五) 略</p> <p>〔6〕 設備規則第五十四条の三第五項に規定する技術基準</p> <p>〔四〕十二 略</p>	<p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔一〕(五) 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔四〕十二 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線局運用規則の一部改正)

第二条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章く第八章 略〕</p> <p>第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用 (第二百六十二条―第二百六十二条の六)</p> <p>〔第十章 略〕</p> <p>附則</p> <p>第二百六十二条の六 設備規則第五十四条の三第五項に規定する無線設備を使用する地球局は、天頂を九〇度とした送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値が三十五度以下とならないよう措置を講じなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章く第八章 同上〕</p> <p>第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用 (第二百六十二条―第二百六十二条の五)</p> <p>〔第十章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第三条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
(副次的に発する電波等の限度)	
第二十四条 「略」	
〔2 35 略〕	
36 第五十四条の三第五項に規定する地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。	
(他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備)	
第五十四条の三 「略」	
2 陸上に開設する二以上の地球局のうち、制御地球局と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五六デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、二八・四五GHzを超え二九・一GHz以下の周波数又は二九・四六GHzを超え三〇・〇GHz以下の周波数の電波を送信し、一八・七二GHzを超え一九・二二GHz以下の周波数又は一九・七GHzを超え二〇・二GHz以下の周波数の電波を受信するもの(第五項において条件が定められている無線設備を除く。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。	
〔1 8 略〕	
〔3・4 略〕	
51 陸上に開設する二以上の地球局のうち、高度五〇〇kmを超え七〇〇km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局及び制御地球局と通信系を構成するものの無線設備で、二八・三五GHzを超え二九・一GHz以下の周波数又は二九・五GHzを超え三〇・〇GHz以下の周波数の電波を送信し、一七・七GHzを超え一八・六GHz以下の周波数、一八・八GHzを超え一九・四GHz以下の周波数又は一九・七GHzを超え二〇・二GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合するものでなければならない。	
一 一般的条件	
イ 制御地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、電波の発射を開始できる機能を有すること。	
ロ 制御地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。	
ハ 周波数及び輻射する電力は、制御地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。	
ニ 自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。	
ホ 他の無線局の運用に妨害を与えないための措置が講じられていること。	
ベ 送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。	
二 送信装置の条件	
四〇dB帯域幅当たりの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。	
主輻射の方向からの離角(θ)	最大輻射電力(ワットを〇デシベルとする。)
〇度以上七・五度未満	二十二デシベル以下

改正前	
(副次的に発する電波等の限度)	
第二十四条 「同上」	
〔2 35 同上〕	
〔新設〕	
(他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備)	
第五十四条の三 「同上」	
2 陸上に開設する二以上の地球局のうち、制御地球局と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五六デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備であつて、二八・四五GHzを超え二九・一GHz以下の周波数又は二九・四六GHzを超え三〇・〇GHz以下の周波数の電波を送信し、一八・七二GHzを超え一九・二二GHz以下の周波数又は一九・七GHzを超え二〇・二GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。	
〔1 8 同上〕	
〔3・4 同上〕	
〔新設〕	

七・五度以上八度未満	次に掲げる値による値以下 -92.0+71.2デシベル
八度以上四〇度未満	次に掲げる値による値以下 -0.34375θ-21.25デシベル
四〇度以上一〇〇度以下	(1) 11.0+0.05θデシベル

別表第二号（第6条関係）

[第1～第82 略]

第83 第54条の3第5項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

別表第三号（第7条関係）

[1～9 略]

10 335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する航空移動業務の無線局、放送中継を行う無線局及びアマチュア局（42の規定の適用があるものを除く。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値並びにスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び4に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[表略]

[11～40 略]

41 30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局を除く。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[表略]

42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56、68、69、71及び72の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

[43～71 略]

72 第54条の3第5項に規定する無線設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

73 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から72までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

別表第二号（第6条関係）

[第1～第82 同左]

[新設]

別表第三号（第7条関係）

[1～9 同左]

10 335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する航空移動業務の無線局、放送中継を行う無線局及びアマチュア局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値並びにスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び4に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[表同左]

[11～40 同左]

41 30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を含む。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[表同左]

42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56、68、69及び71の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

[43～71 同左]

[新設]

72 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から71までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

備考 表中の「」の記載は、本表規定の「」を省略したことを示す。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後

(特定無線設備等)
 第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。
 [一〇九の四 略]
 九の五 設備規則第五十四条の三第五項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備
 [一〇八十四 略]
 [2 略]
 別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)
 一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。
 [①・② 略]
 (3) 特性試験
 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。
 ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一 装置	二 試験項目		三 測定器等	四 特定無線設備の種別	
	送信装置	周波数		周波数計又はスペクトル分析器	[略]
占有周波数帯幅	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	擬似音発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	第二条第一項第九号の四の無線設備	○
				第二条第一項第九号の五の無線設備	○
スプリアス発射又は不要発射の強度	スプリアス電力計又はスペクトル分析器	低周波発振器	スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○	○

改正前

(特定無線設備等)
 第二条 [同上]
 [一〇九の四 同上]
 [新設]
 [一〇八十四 同上]
 [2 同上]
 別表第二号 [同上]
 一 [同上]
 [①・② 同上]
 (3) [同上]
 ア [同上]

一 装置	二 試験項目		三 測定器等	四 特定無線設備の種別	
	送信装置	周波数		周波数計又はスペクトル分析器	[同上]
占有周波数帯幅	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	擬似音発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	第二条第一項第九号の四の無線設備	○
				第二条第一項第九号の五の無線設備	○
スプリアス発射又は不要発射の強度	スプリアス電力計又はスペクトル分析器	低周波発振器	スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○	○

送信時間	低周波発振器 オシロスコープ	送 信 上 が り 時 間 及 び 送 信 立 ち 下 が り 時 間	オシロスコープ又 はスペクトル分析 器	総 合 歪 及 び 雑 音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	総 合 周 波 数 特 性	低周波発振器 電力計	搬 送 波 電 力	低周波発振器 スペクトル分析器	特 性	プレエン プ ア シ ス	低周波発振器 直線検波器	変 調 衝 撃 係 数	低周波発振器 オシロスコープ	は 変 調 度 数 偏 位 又 は 周 波 移 移 、 周 波 数 偏 位 又 は	低周波発振器 直線検波器又は変 調度計	吸 収 電 力 密 度	比吸収率測定装置	入 射 電 力 密 度	電界強度測定器	比 吸 収 率	比吸収率測定装置	空 中 線 電 力	電力計、電界強度 測定器又はスペク トル分析器
------	-------------------	--	---------------------------	---------------------------------	--------------------------	---------------------------------	---------------	-----------------------	--------------------	--------	--------------------------	-----------------	----------------------------	-------------------	---	---------------------------	----------------------------	----------	----------------------------	---------	------------------	----------	-----------------------	-------------------------------

																							○
																							○

送信時間	低周波発振器 オシロスコープ	送 信 上 が り 時 間 及 び 送 信 立 ち 下 が り 時 間	オシロスコープ又 はスペクトル分析 器	総 合 歪 及 び 雑 音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	総 合 周 波 数 特 性	低周波発振器 電力計	搬 送 波 電 力	低周波発振器 スペクトル分析器	特 性	プレエン プ ア シ ス	低周波発振器 直線検波器	変 調 衝 撃 係 数	低周波発振器 オシロスコープ	は 変 調 度 数 偏 位 又 は 周 波 移 移 、 周 波 数 偏 位 又 は	低周波発振器 直線検波器又は変 調度計	吸 収 電 力 密 度	比吸収率測定装置	入 射 電 力 密 度	電界強度測定器	比 吸 収 率	比吸収率測定装置	空 中 線 電 力	電力計、電界強度 測定器又はスペク トル分析器
------	-------------------	--	---------------------------	---------------------------------	--------------------------	---------------------------------	---------------	-----------------------	--------------------	--------	--------------------------	-----------------	----------------------------	-------------------	---	---------------------------	----------------------------	----------	----------------------------	---------	------------------	----------	-----------------------	-------------------------------

																							○
																							○

受信装置		隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信してないときの電力	送信速度	副次的に発生する電波等の限度	感度	通過帯域	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度
		低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受信装置		隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信してないときの電力	送信速度	副次的に発生する電波等の限度	感度	通過帯域	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度
		低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

感度抑圧 効果	標準信号発生器 レベル計		
相互変調 特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計		
局部発振 器の周波 数変動	周波数計		
ダイエー ン フア ン ス 特 性	低周波発振器 直線検波器		
総合歪及 び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計		

[注1～24 略]

[イ・ウ 略]

[11・13 略]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと
する。

[様式略]

[注1～3 略]

- 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明
機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定
めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
[略]	[略]
第2条第1項第9号の4に掲げる無線設備	PR
第2条第1項第9号の5に掲げる無線設備	VR
[略]	[略]

[注5 略]

感度抑圧 効果	標準信号発生器 レベル計		
相互変調 特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計		
局部発振 器の周波 数変動	周波数計		
ダイエー ン フア ン ス 特 性	低周波発振器 直線検波器		
総合歪及 び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計		

[注1～24 同上]

[イ・ウ 同上]

[11・13 同上]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

[同左]

[様式同左]

[注1～3 同左]

- 4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
[同左]	[同左]
第2条第1項第9号の4に掲げる無線設備	PR
[同左]	[同左]

[注5 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。